

傍 聴 要 領

尾鷲市都市計画審議会

1 趣旨

この要領は、尾鷲市都市計画審議会運営要綱（平成21年 4月 1日施行）第7条第2項の規定に基づき、尾鷲市都市計画審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

2 傍聴定員等について

- (1) 傍聴者の定員は、原則10人以内とします。
- (2) 傍聴者には会議資料を配布します。ただし、会議資料のうち内容が詳細となっている資料については供覧とする場合があります。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻30分前から10分前までとします。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により決定します。
- (3) 傍聴者は受付にて住所・氏名を受付簿に記入し、「傍聴要領」を受け取り係員の指示に従って会場に入室してください。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は傍聴席に着席してください。
- (2) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (5) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。
- (7) 原則として途中の入退場は認めません。但し、各議案審議終了後における退場は認めます。

5 会議の秩序の維持

- (1) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わなかったときは退場していただく場合があります。

附則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行します。